

公益財団法人 協和協会 事業報告

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1、研究調査活動

「万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治・経済・社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を発表普及し、もって我が国の政治・経済・社会体勢の発展に寄与する」という当財団の趣旨・目的に基づいて、政治、経済、社会各般にわたって資料を集め、情報を収集して、以下のような調査研究、要請書活動、普及推進運動を行った。

イ) 教育部会 (部会長は、若林克彦国土舘大学元学長)

本年度は、まず、昨年度に引き続き、各大学の改革への取り組みについて、講師から解説を受けた。すなわち、福田弥夫日本大学危機管理学部長より、「日本大学危機管理学部が目指すもの」について。納富充雄明治大学理工学部教授より、「技術者教育における国際化」についてそれぞれ解説を受けた。(詳細な内容については、添付の「教育部会活動報告」を御参照いただきたい。)

これらレクチュアを受けて、9月以降は、高等教育の検討すべき課題を抽出する作業に入った。それには、まず文科省の政策を知る必要があると考え、高等教育局塩見みつ枝企画課長より、「高等教育政策の主な動き」と題して解説を受けた。また、文科省の発表した大学生の中途退学・休学の実態調査についても検討した。年が明けてからは、大学生や大学院生が卒業後どのような進路に進んだかについての文科省の実態調査、世界大学ランキングにおける日本の大学の地位低下にどう対処するかなどについて検討を行った。

ロ) 科学技術部会 (部会長は、中島稔ナカシマホールディングス(株)副会長)

内部に、A. 環境技術委員会、B. 新エネルギー委員会、C. 発明検討委員会、D. 政策課題委員会の4委員会が活動しているので、以下、この順に従い活動状況を報告する。

A. 環境技術委員会 (委員長は、坂本忠彦元建設省土木研究所長)

環境技術委員会では、本年度、以下の活動を行った。(詳細なレクチュアの内容については、添付の「科学技術部会レクチュア報告」をご覧ください。)

- ①、遠藤守信信州大学特別特任教授より、「石油・天然ガス排水から油分除去し、再利用する技術」について。
 - ②、「地球温暖化」、「PM2.5」についてビデオ鑑賞を行った。
 - ③、藤田豊久東京大学大学院教授より、「持続可能な社会形成への物質循環と環境浄化」について。
 - ④、谷岡明彦東京工業大学名誉教授より、「下水の飲み水処理と材料開発」について。
 - ⑤、影山和郎東京大学大学院工学系研究科教授より、「炭素繊維の生産性向上に寄与する新技術」について。
 - ⑥、岩本正和中央大学研究開発機構教授より、「窒素と水素からアンモニアを生成する技術」について。
 - ⑦、佐々木剛東京海洋大学准教授より、「鉄炭を利用してヘドロを除去する技術」について。
 - ⑧、今村健二(株)オーレック代表取締役社長より、「わが国畜産業の科学的構造改革を提案する！」について。
 - ⑨、田邊孝二横浜市環境科学研究所調査研究業務担当係長より、「山下公園前海域におけるろ過性生物による水質浄化」について。
 - ⑩、加藤泰浩東京大学教授より、「南鳥島の排他的経済水域における海底鉱物資源開発の重要性」について。
 - ⑪、また、毎回、中島稔科学技術部会長に提供・解説いただいている「環境技術関連ニュース」は、環境に関する最新情報の認識・検討に大いに役立った。
- B. 新エネルギー委員会（委員長は、中島稔部会長兼務）
- 新エネルギー委員会では、本年度、以下のような課題を検討した。
- ①、齋藤秀幸資源エネルギー庁石油・天然ガス課課長補佐より、「三次元物理探査船「資源」の活動・調査結果」について。
 - ②、渡邊一哉東京薬科大学教授より、「微生物による燃料電池」について。
 - ③、高津淑人東京都市大学准教授より、「有害排水を出さずにバイオディーゼルを生成する技術」について。
 - ④、「発電菌研究最前線」、「小水力発電コンテスト」、「どうする石炭火力発電」についてのビデオを視聴した。
 - ⑤、村上尚久文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課長より、「科学技術白書」の解説。
 - ⑥、鈴木博之東京大学特任研究員より、「水素変換効率を向上させる新型光触媒」について。

- ⑦、大石知広資源エネルギー庁長官官房総合政策課調査広報室総括課長補佐より、「国内外のエネルギー動向及びわが国のエネルギー政策」について。
- ⑧、中村龍平理化学研究所グループリーダーより、「電流発菌と水中生物多様性について。
- ⑨、西出宏之早稲田大学理工学術院教授より、「水素運搬を容易にする新技術」について。
- ⑩、井上晴夫首都大学東京教授より、「人工光合成技術の進展」について。
- ⑪、これらのほか、毎回、中島稔委員長に提供・解説いただいている「新エネルギー関連ニュース」は、最新情報の認識に大いに役立っている。

C. 発明検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼務）

この委員会は、当財団が、約30年前、石油などエネルギー資源をはじめその他の資源も少ない日本、そして未曾有の高齢社会へ突入した日本が、21世紀を生き延びるためにはいかにあるべきかを検討したとき、他国に先駆けて新技術・新発想を生み出し、そうした高度先進技術を世界へ提供してゆくより日本の生き残る道はないとの結論に達し、その理念に基づいて設置されたのが、この「発明検討委員会」である。

以来、環境技術やリサイクル技術、エネルギーに関するもの、その他、各種の新発明・新技術がいろいろと持ち込まれるので、これらを検討し、その真贋性、世に出すことの有用性、当財団の支援のあり方、などを審議し、また、持ち込まれた新発明・新技術の性格・内容に応じて、専門家の意見を聞き、あるいは専門委員会を開くなどして、検討・判断している。そして、その上で、確かと思われるものは、その実用化などにつき、大手企業などに推薦してゆく方針である。

現在、検討中の主たるものとして、特に九州において、牛、豚、鶏などの畜糞尿の肥料化への指導と、畜舎のアンモニア臭除去はじめ細菌減少による生産性向上につき指導している。

D. 政策課題委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼務）

この委員会は、技術面に関する法制度、法律・政令などの新設・改廃等を検討するとともに、他の委員会が作成し提出した政府宛要請書につき、後追い調査し実効あらしめるよう、役所などへ働きかけることを役割とする。本年度は、前掲の3委員会での調査研究に関し、省庁担当官等にレクチュア依頼し、また事後に、当委員会での検討中に出た疑問点について、省庁等に問い合わせを行った。

八) 安全保障部会（部会長は、現在空席）

当部会には、防衛省・自衛隊の経験者、その他軍事専門家や学者・有識者など多数参加し、過去に33本に及ぶ要請書を、総理大臣はじめ関係大臣に提出して

いる。本年度は、主に月例講話会にて、安全保障についての議題を取り上げた。

二) 政治経済部会 (部会長は、現在空席)

平成25年2月に植竹繁雄部会長が逝去された。以降、各種課題は月例講話会にて検討した。

A. 災害時緊急支援体制検討委員会 (委員長は、清原淳平専務理事兼務)

当財団は、平成5年に大震災対策要請書を政府へ提出。平成17年には大震災の救出にすぐ当たれるよう、内閣府内に特別予算枠を設けることを求める要請書を提出。さらに平成18年には、各種現場実務者を集めた「大震災・大事故対策委員会」を設けて検討した結果、全国で地盤のしっかりした地域に基地を設け、大型ヘリを中心とする抜本的対策要請書をつくり、毎年のように時の政府へ提出してきた。もし、これが採用されていれば、平成23年3月11日の東日本大震災の犠牲者は少なくすんだのに、と残念でならない。

B. 少子化対策検討委員会 (委員長は、現在空席)

この委員会は、少子化対策は我が国存亡の危機に関わる重要課題である、との認識から政治経済部会内に設置され、平成22年4月には『我が国の少子化問題を克服するための緊急提言』を政府に提出した。その後、この要請書は、各政権にも提出し、第2次安倍内閣にも提出した。そして、平成27年に入ると3月20日に『少子化社会対策大綱』が閣議決定され、4月1日には『子ども・子育て支援制度法』が施行され、安倍政権がこの問題に本格的に取り組む姿勢が明らかとなった。

そこで、この年の秋口に、内閣府の「子ども・子育て本部」担当審議官に、政府の取り組みについて、月例講話会で解説いただきたいとのお願いに出たところ、9月末ないし10月をご予定下さった。

しかし、その後、担当官から、安倍総理より、少子化対策の具体的資料作成の指示があったので、延期してほしいとの電話があった。その結果、改めて、11月16日の姉妹団体の月例会にて、「子ども・子育て本部」担当審議官に来ていただき、「少子化の現状と対策について」と題し、作成された詳細な資料をもとに、解説をいただいた。

そうした経過を踏まえ、当財団内部で、前記要請書の政府提出以来、体会していた「少子化対策検討委員会」を再開したいとの声が挙がり、そこで、28年1月より、その再開第1回を開催し、以降、毎月委員会を開催し、前回の政府宛『わが国の少子化問題克服のための緊急提言』に加える事項の検討に取り組んだ。しかし、検討を重ねたものの、一致した認識が得られず、意見をまとめるのはむずかしいとの判断に至り、10月をもって閉会することとなった。

ホ) 医療福祉部会 (部会長は、現在空席)

本年度は、おもに月例講話会において、特に高齢者医療の在り方や、予防医療、健康法について、解説が行われた。28年5月には、岡本悦司福知山公立大学教授より、「生涯健康と高齢者医療のあり方」について。同7月には、大櫛陽一東海大学名誉教授より、「正しい病気との付き合い方」について。同10月には、渥美和彦東京大学名誉教授より、「わが国における予防医療の展開」について。29年2月には、奥田昌子医学博士より、「日本人に合う健康長寿の食生活とは」についてそれぞれ解説があった。(詳細な内容は、添付の月例講話会ダイジェストを御参照いただきたい)

ヘ) 交通部会 (吉田英法元関東管区警察局長→松本治男元近畿管区警察局長)

本年度は、警察庁交通局交通企画課中嶋正浩課長補佐(警視)、7月に中嶋補佐が栄転されてからは、落合大地課長補佐(警視)より、各種交通に関する議題について解説を受けた。

①、自動走行システムについては、ガイドラインを策定し、公道における自動運転実証試験を出来るだけ早く行えるように技術向上を促進している。現在、緊急時には運転者が全面的に操作を行うシステムのみ認められているので、完全自動運転化には、条約の批准が必要となる。

②、自転車運転者講習制度施行後1年が経過し、危険行為の登録件数は約1万5千件あり、信号無視43%、遮断踏切立入26%、安全運転義務違反13%の順に多い。また、危険行為で2度検挙されると、自転車運転者講習を受講することになるが、その受講数は24件あった。講習受講者からは、安全運転への意識が高まったとの回答があり、意識向上に一定の効果を上げたと思われる。

③、平成28年中は、特に高齢運転者による死傷事故が目立った。11月に官邸で「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開かれ、A. 認知症対策を強化した改正道路交通法の円滑な施行に万全を期す。B. 自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段的確保を進める。C. 今後、高齢運転者の増加が見込まれることから、更なる対策の検討。を安倍総理が指示した。

④、その後、内閣府に交通対策本部が設けられ、その下部に高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームに、有識者会議が設置された。高齢者による死亡事故は、地方で多く起きているが、地方では生活に支障が出るためか、運転免許の返納率も都市部に比べて低いことが分かった。ブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違え死亡事故の大部分も高齢者によるものとわかった。

⑤、こうした各方面にわたる交通警察の努力により、平成28年上半年は、死者数1793人で前年比65人の減となり、年間でも3904人で前年比213人

の減少。初めて4千人を切ることとなった一方、高齢者の構成比は54.8%と微増し、飲酒死亡事故が厳罰化以来初の上昇となるなどの課題もあった。危険認知速度の遅い高齢者がなぜ単路で事故を起こしているか分析したところ、操作不適や漫然運転の比率が高く、シートベルトの着用率も平均より低いことが判明した。また、直前直後横断や横断歩道以外の横断の危険性啓発の必要性も認識した。⑥、なお、昨年より部会長をお務めいただいていた吉田英法元関東管区警察局長が、6月に急逝された。7月以降、松本治男元近畿管区警察局長が議長を務め、11月より部会長として議事進行を務めている。理事会・評議員会の承認があり次第、正式に部会長に就任される予定である。

ト) 国際親善部会 (部会長は、清原淳平専務理事兼務)

以前から、韓国、中国、台湾などの有志から、政府や議員間の交流は進んでいるけれども、民間の交流がはかどらないので、そうした真の親善活動の窓口となってほしい、との申し出があったことから、当財団では、この「国際親善部会」を設置し、民間レベルでの国際交流を活性化すべく努めている。

特に、当財団は、韓国の漢字復活を希う学者有志からの要請により、日・韓・中、台がかつては同じ漢字文化圏として、書けば意思の疎通が出来たのに、戦後、日本は字画数の多い字につき一部略字化したのが、台湾は全く略さない旧漢字を用いたのに対し、韓国は原則として漢字を廃してハングル文字化し、中国大陸では極端に略した簡体字を用いたため、この60年間で、もはや同じ漢字文化圏とは言えなくなってしまった。これを憂えた日、韓、中、台の学者有志は、この事態を調整すべく、国際会議を開催することになり、1991年以降、ほぼ2年に一度、各国・地域持ち回りで会議を開き、2005年の日本開催(当団体が主催)までは、漸時、協調姿勢が高まり、四カ国で字画を同じくする1996字を共通漢字とし、他の異なる字は、字画を統一してアジアにおける共通言語への道を拓こうとした。

ところが、2年後の中国開催の会議では中国側の態度が変わり、各国の漢字を調整して共通の常用漢字をつくる意思はなく、国家の方針として、現在の簡体字に固執することを表明したので、韓国側が大反発する事態となり、いま当財団が両国の間に入って事態打開の途を探っているところである。

チ) 伝統教育部会 (部会長は、清原淳平専務理事兼務)

この部会内には、A. 旧枢密院建物保存委員会、B. 伝統芸術支援委員会、C. 歴史人形館推進委員会、の3つの委員会を持っている。

A. 旧枢密院建物保存委員会は、皇居三の丸内の旧枢密院の建物保存・活用の推

進に当たっている。この問題は、昭和55年6月に、当関係団体宛てに憲法学会が会員有志連名で「旧枢密院の建物は、歴史的・建築学的に貴重な建物なので、取り壊さないよう、政府へ斡旋してほしい」との陳情を受けて始まったもので、その後、この伝統教育部会が引継ぎ、当時の総理にお願いして取り壊しは延期していただいたが、引き続き、当財団の幹部・関係者が、総理府、宮内庁、文部省、あるいは警察庁、皇宮警察本部などと話し合っ、この建物の保存・活用のため、努力してきたが、本籍官庁として名乗りを上げる省庁がなく、難航していた。

平成17年1月7日に、総理官邸にて、時の細田博之内閣官房長官にお目にかかり、『旧「枢密院」建物の歴史的・建築学的重要性に鑑み、取り壊すことなく、永久保存していただきたい要請』書を提出した。

その後、平成19年3月13日付けの新聞に、皇宮警察が数年をかけて補修し、会議室や音楽隊の練習場として使う旨の記事が掲載された。そして、推移を見守ってきたが、平成25年6月、保存工事が完了し、皇宮警察本部として再活用される事となった。同要請書が30年越しで実現したことを報告する。

B. 伝統芸術支援委員会は、30年程前から支援してきている「現代日本書家協会」（現会長は、日本春秋書院の大日方鴻介院長）に対し、毎年、その全国公募書道展での特別優秀者に出す総理大臣賞、衆議院議長賞、参議院議長賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞、の賞状下付を斡旋しており、本年度も、例年どおり賞状下付を実現した。

展示場は、前年と同様、六本木の「国立新美術館」の展示場にて「第32回全国公募展」が開催され、全国から約10,000点の応募があり、そのうち、一次審査後の作品数は780点、受賞して飾られた作品は53点、展示数は、109点となった。

また、授賞式は同じ国立新美術館の講堂にて行われ、清原伝統教育部会長が、大臣賞状の授与の一端を担い、来賓を代表して祝辞を述べた。なかなかの盛会であった。

C. 歴史人形館推進委員会は、伝統・歴史教育の観点から、当財団が企画して、岩手県平泉の中尊寺脇に建設した「夢館 奥州藤原歴史物語」館（平成4年7月20日にオープン）は、現地での観光名所の一つであった。その後、香川県に、「平家物語歴史館」、高知県に「坂本龍馬・高知偉人館」、宮城県に「伊達政宗歴史館」が出来ている。

当委員会では、全国各地に、こうした蠟人形による歴史館・産業館の企画・推進を目指している。当面、日光での「徳川15代歴史館」、足利での「足利15代歴史館」、京都での「源氏物語絵巻館」、そして、東京での「江戸情話物語館」（いずれも仮称）等々が企画されているが、20年以上も不景気が続いてきたい

ま、名乗りを上げる企業がなく、中断状況にある。

リ) 世界を知り日本を知る研究会 (清原淳平専務理事・事務局担当)

この研究会は、事務局が指導してきたもので、早稲田・慶応・東大・一橋・明治など各大学生・院生や、松下政経塾生、若手社会人、などで構成され活動してきた経緯があり、これまでに6本の政府宛要請書を起案作成し、かなりの実績を挙げてきた。

しかし、当時の学生も卒業して、省庁や都庁、報道機関などに就職し、また、事務局も多忙を極めているので、いまは中断している。しかし、20数年ほど前に、この研究会で指導した一青年が、平成15年11月の総選挙で、衆議院議員に初当選し、現在も国会議員として活躍していることは、喜ばしい限りである。

ヌ) 「鎮魂と平和の苑」事業 (故櫻内義雄元衆議院議長、上田稔理事長、清原専務)

この事業は、櫻内会長時代に政府へ趣意書や要請書を提出してお願いしており、現在は、後述するように、櫻内元会長の判断・御指示にて、政府の出方待ちで静観する、ことになっている。

ただし、この事業に関しては、内外部から誤解を生じている面もあるので、この際、これまでの経過を、長文になるが、やや詳しく説明・報告しておくこととする。

この事業を始める発端は、平成7年頃、当財団教育部会で、荒廃した教育をどう立て直すかを検討した際、もはや制度や組織を改めるだけではならず、いわば「日本人の心の再建」が必要である、との意見が出て、それには何をすべきかを検討した。

その結果、当時、溺れる他人の子供を助けるため、飛び込んで自らは溺死されたケースが話題となったこともあり、そうした他人に尽くして亡くなった方は、数日は感動を呼び話題となっても、やがて忘れ去られてしまう。しかし、こうした立派な方々は未永く顕彰すべきだ、との声が上がりに、当時、調査すると、戦後だけでも、警察官で犯人逮捕などで殉職された方が850人、消防が消火活動などで2000人、自衛隊が訓練などで1950人、鉄道・船舶など公共運輸機関で数千人、道路・橋梁・港湾・ダムなど公共工事関係では数万人の方が亡くなっていることが分かった。

こうした殉職者は、その土地土地で慰霊・顕彰されているが、これをある特定の地域に祀り、その顕彰館も設置し、誰でも何時でもお参りできる施設をつくりたい。そうすれば、そこをお参りした方々は、「世の中には、こうして他人・社会・国家のために尽くして亡くなった方がいるのだから、自分も、悪いことをし

てはいけない。少しでも良いことをしよう」という気持ちになるであろう。そうして「日本人の心情を浄化する」運動こそ、真の教育になる、との意見が出た。

そして、丁度その頃、当財団の小玉外行会員（故人）から、それなら、先の大戦で亡くなった民間人を含む戦没者の方々を慰霊する施設も併設してもらいたい、とのお話があった。すなわち、小玉会員は、御自身が民間人としてフィリピンにおられ、現地召集を受け軍人となったが、時すでに日本軍は連合軍に追い詰められて、ルソン島の密林に逃げ込んだ。そのときは、軍人・軍属も一般民間人も一緒に、乳飲み子を抱えた婦人たちも、連合軍の落とすナパーム爆弾、あるいは、洞窟に潜んでも火炎放射機で焼き殺された。軍人・軍属の方は靖国神社にお祀りされているのでまだよいが、戦時中に亡くなった民間人は80万人にも達し、その方々の慰霊は今なお十分に行われているとはいえないので、国がそうした施設も造るよう、（財）協和協会に運動してもらいたいとの要請があり、執行部ももっともと思い、役所との折衝に入った。その際、毎年8月15日に東京の日本武道館で開催される「全国戦没者慰霊祭」が、戦後60年以上も経ち、御遺族を集めるのも大変で、この日、たった一日2時間の式典のために、非常に大きな費用がかかるとの情報も入った。そこで、当財団執行部は、毎年、武道館でのこの慰霊祭を、常設の施設とするべく、政府へ働きかけることにした。

そして、上田理事長と清原常務（共に当時）が、担当省庁を訪れ、大臣にそうした陳情を行った。その際、じっと聞いておられた大臣は、結論的に、国で造るのは政治的にむずかしく時間がかかるので、まずは（財）協和協会が進められてはどうか、との御意向があり、そこで、この件を、評議員会、理事会を開いて検討した結果、全会一致で、この事業を、当財団が推進することに決した。

そこで、当財団では、上田稔理事長と清原淳平常務理事が中心となり、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県などの山々を視察して歩いた。その数は30カ所を超えた。その中から結局、眼下に河口湖が開け、正面に富士山の見える場所を選定し、櫻内会長、小玉理事も視察されてよかろうということで、推進することになり、小玉理事も、そのための費用を含め、財団の活動全体に多額の賛助金を提供くださった。しかし、土地買収の作業を進めていくうちに、それまでまとめ役を買って出てくれていた大地主の町会議員が、自分の土地を時価の10倍で買ってほしいと言いだし、一年近く交渉したが妥協しないので、当財団執行部は協議の結果、この土地を断念し、新たな土地を探すことになった。

そこで、上田理事長と清原常務は、また山歩きをし、今度は静岡県蒲原町の裏山で、後ろに富士山、前に駿河湾が見える土地を見つけ、町側との折衝に入った。この時も、櫻内会長、小玉理事は視察に行かれ、立地についての御承諾があった。この時も、当初は順調に進んだが、町長が選挙事情から自民党から民主党に鞍替

えしたことなどもあり、やや積極性が欠けてきた。そうした折の春、小泉純一郎内閣総理大臣が靖国神社へ参拝したことから、中国や韓国が反発し、また、一部新聞が、「政府は靖国代替施設を造る予定」と誤報したことから、いわゆる靖国派が反発し、事態は混乱した。

当財団では、上記の経緯でもわかるように、当初から、靖国神社は靖国神社でその意義を尊重しており、それとは別の意義、つまり、他人・社会・国家へ尽くした殉職者を祀る。戦争犠牲者も民間人80万人を含める、武道館での年1回の式典に代わる常設の施設を造る、との趣旨で、建設を考えているのに、それを、靖国神社を廃止しようとする一部勢力と混同・誤解して攻撃してくる者もいて、大層迷惑している。

当財団の主張は、平成10年印刷の「鎮魂と平和の苑」の趣意書や企画書でも明らかであり、その後、政府へ提出した要請書でも明らかである。さらに、当方の趣旨は、平成12年12月、総理官邸で福田康夫内閣官房長官と面談した時も資料とともに説明しており、また、福田内閣官房長官が造られた諮問機関「平和懇」の会長（前経団連会長）にもお目にかかって、御説明している。

こうして、当財団の「鎮魂と平和の苑」事業は、当時の櫻内会長・上田理事長を中心に、熱心に進められたのであり、政府や「平和懇」へも進言してあるので、この問題は、平成14年の初頭に、櫻内会長の「政府へ申し上げるだけの事は申し上げたので、政府の措置待ちとし、静観しよう」との意向に基づき、現在、静観している、という状況である。

▷なお、この「鎮魂と平和の苑」事業についても、現在、政府の措置待ちであるが、実現の可能性がはっきりした場合に備えて、特定資産として「鎮魂と平和の苑」事業資金として、一定額を国債で保持し、理事会・評議員会の承諾なしには取り崩せないようにしてある。

2、月例会ないし講演会

当財団は、定款第3条（目的）の趣旨、「この法人は、我が国内外の情勢を直視し、万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治、経済、社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を提言・発表・普及するとともに、国家的見地から追悼すべき方々を慰霊顕彰し、もって、我が国の政治、経済、社会体勢の発展に、寄与することを目的とする。」との精神に立ち、毎月1回、月例講話会を開いており、本年度も、時宜に応じて有力な専門家を招き、国家の基本に属する諸課題につき、意見を交換し検討した。

平成28年4月～29年3月の講題、講師については、別添えの講話記録を参照されたい。

3、要請書活動

当財団では、部会・委員会で調査・研究した結果、政府へ進言したほうがよいと判断したものについては、要請書の形に纏め、月例会にて諮った上で、関係各大臣に提出している。提出した要請書は、この40年間で、実に137本に及んでいる。

4、諸団体との協力援助

当財団は、まだ資金的余裕がないので他団体に資金援助することは出来ないが当財団には各界有力者が多数参加していることから協力を求める団体も多く、また、前記1に掲げた各部会の活動との関係で、各種団体や企業との協力も生じている。

特に、「時代を刷新する会」とは、設立の経緯から姉妹関係にあり、学者・技術者など専門家の参加が多い同団体とは、部会・委員会などの活動に関して、研究・調査、要請書起案などを協同し、あるいは研究委託をしている。

5、その他、財団の目的を達成するために必要な事業

当財団の活動が活発になるに伴って、各方面から、さまざまな相談を持ち込まれるようになっている。それらが当財団の趣旨・目的に合致するかどうか、専務理事ならびに事務局で取捨選別の上、主たる事項は、関係部会・委員会にかけ、さらに重要課題については、評議員会・理事会にて決する方針を採っている。

6、管理報告

本年度は、下記の通り理事会及び評議員会を開催した。

①理事会

平成28年6月8日(水) 午前11時05分～午後1時17分

於 衆議院第一議員会館 第4会議室

- | | | |
|------|---|------------|
| 審議事項 | 1 | 平成27年度事業報告 |
| | 2 | 平成27年度決算報告 |
| | 3 | 評議員会の開催承認 |
| | 4 | 職務報告 |

②定時評議員会

平成28年6月24日(金) 午前11時10分～午後1時32分

於 衆議院第一議員会館 第1会議室

- | | | |
|------|---|------------|
| 審議事項 | 1 | 平成27年度事業報告 |
|------|---|------------|

- 2 平成27年度決算報告
- 3 理事及び評議員の補充
- 4 定款の変更案について

③理事会

平成29年3月22日(水)午後1時19分～午後2時47分

於 衆議院第一議員会館 第7会議室

- 審議事項
- 1 平成29年度事業計画
 - 2 平成29年度予算
 - 3 資金調達及び設備投資の見込みについて
 - 4 規程の承認
 - 5 職務報告

7、事業報告の附属明細書に記載すべき事項はありません。

以上

「公益財団法人 協和協会」

会長代行 岸 信夫、理事長 半田晴久、専務理事 清原淳平

☎03-3581-1192 FAX 03-3507-8587 HP: <http://www.kyowakyokai.or.jp>